結婚新生活支援補助金提出書類チェックシート

注意事項：添付書類の漏れがないよう、備考欄をよく読み、該当する確認欄の申請者列にチェックを入れてください。

〇は必ず提出する書類になります。(〇)は該当する場合のみ提出する書類になります。

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

No.	項　　目	新規	継続	確認欄		備　　考
				申請者	市	
1	【新規申請】 結婚新生活支援補助金 交付申請書兼実績報告書	〇				第１号様式
						①婚姻届提出日は、令和５年３月１日から令和６年３月８日までの間で、婚姻届受理証明書等に記載されている日と同日である。
						②新居に住居を定めた日は、住民票に記載されている「住所を定めた日」と同日である。
						③【費用内訳】クレジットカード等による支払いでポイントが付与されている場合は、ポイントを現金換算し費用から控除した金額である。
						④【住居費（賃借）】
						ア　契約締結年月日は、契約書に記載されている日と同日である。
						イ　賃料（月額）は契約書等に記載されている金額と同額である。
						ウ　賃料の期間の始期は、別紙(P5)で示されている月以降である。
						エ　共益費（月額）は契約書等に記載されている金額と同額である。
						オ　礼金は契約書等に記載されている金額と同額である。
						カ　仲介手数料は契約書等に記載されている金額と同額である。
						⑤【住居費（購入・新築）】
						ア　契約締結年月日は、契約書に記載されている日と同日である。
						イ　契約額は契約書に記載されている金額と同額である。 ※建売住宅等の場合、建物の金額のみである。（土地の代金は対象外）
						ウ　領収書記載額は領収書に記載されている額の範囲内で、補助対象外費用を控除した金額である。 ※ローン返済の場合は、令和５年４月１日から令和６年３月８日の期間に支払った分の領収書と同額である。（返済手数料は対象外）
						⑥【転居費用】
						ア　転居年月日は住民票の「住所を定めた日」と同日である。
						イ　領収書記載額は領収書に記載されている額の範囲内で、補助対象外費用を控除した金額である。※引っ越し作業日は婚姻日以後
						⑦【リフォーム費用】
						ア　契約締結年月日は、契約書に記載されている日と同日である。
						イ　契約額は、契約書に記載されている金額と同額である。
						ウ　領収書記載額は領収書に記載されている額の範囲内で、補助対象外費用を控除した金額である。
						⑧住宅手当等が支給されている場合、住宅手当支給証明書の支給金額を記載し、補助対象期間分計算している。
						⑨補助申請額は次のいずれかが記載されている。（1,000 円未満切捨） ア　婚姻日において夫婦ともに 29 歳以下の場合　60 万円以内の額 イ　婚姻日において夫婦ともに 39 歳以下の場合　30 万円以内の額
						⑩申請書２枚目の確認欄の該当箇所をすべてチェックした。
						⑪申請書２枚目の確認欄の申請者が補助金の申請者と同じである。
						⑫振込先金融機関の口座名義が補助金の申請者と同じである。
						⑬記載内容を訂正した場合、二重線で見え消しした後、署名又は押印している。（金額は訂正不可） ※押印の場合には、申請書の右上自書欄にも押印が必要

No.	項　　目	新規	継続	確認欄		備　　考
				申請者	市	
2	【継続申請】 結婚新生活支援補助金 継続交付申請書兼実績報告書		○			第１号の２様式
						①【費用内訳】クレジットカード等による支払いでポイントが付与されている場合は、ポイントを現金換算し費用から控除した金額である。
						②【住居費（賃借）】
						ア　申請者の住所（補助対象の住宅）は、前年度の申請と同じである。
						イ　契約締結年月日は、契約書に記載されている日と同日である。
						ウ　賃料（月額）は契約書等に記載されている金額と同額である。
						エ　共益費（月額）は契約書等に記載されている金額と同額である。
						③【住居費（購入・新築）】
						ア　契約締結年月日は、契約書に記載されている日と同日である。
						イ　契約額は契約書に記載されている金額と同額である。 ※建売住宅等の場合、建物の金額のみである。（土地の代金は対象外）
						ウ　領収書記載額は領収書に記載されている額の範囲内で、補助対象外費用を控除した金額になっている。 ※ローン返済の場合は、令和５年４月１日から令和６年３月８日の期間に支払った分の領収書と同額である。（返済手数料は対象外）
						④【リフォーム費用】
						ア　契約締結年月日は、契約書に記載されている日と同日である。
						イ　契約額は、契約書に記載されている金額と同額である。
						ウ　領収書記載額は領収書に記載されている額の範囲内で、補助対象外費用を控除した金額になっている。
						⑤補助申請額は次のいずれかが記載されている。(1,000 円未満切捨て) ア　婚姻日において夫婦ともに 29 歳以下の場合 60 万円から前年度の補助金額を除いた額以下 イ　婚姻日において夫婦ともに 39 歳以下の場合 30 万円から前年度の補助金額を除いた額以下
						⑥住宅手当等が支給されている場合、住宅手当支給証明書の支給金額を記載し、補助対象期間分計算している。
						⑦申請書２枚目の確認欄の該当箇所をすべてチェックした。
						⑧申請書２枚目の確認欄の申請者が補助金の申請者と同じである。
						⑨振込先金融機関の口座名義が補助金の申請者と同じである。
						⑩記載内容を訂正した場合、二重線で見え消しした後、署名又は押印している。（金額は訂正不可） ※押印の場合には、申請書の右上自書欄にも押印が必要
3	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本	○				婚姻届受理証明書：婚姻届を提出した市区町村で取得できます。 婚姻後の戸籍謄本：本籍地の市区町村で取得できます。
4	世帯全員が記載された住民票	○				申請書提出日から起算して３か月以内に取得した原本である。 住民票には夫婦の両方が記載されている。
5	夫婦の課税（所得）証明書	○				夫及び妻の令和５年度の課税（所得）証明書（令和４年度中の所得額の証明） ※夫及び妻の所得の合計が 500 万未満もしくは貸与型奨学金を返済している場合には、返済額控除後に 500 万未満であることが条件 課税（所得）証明書：令和５年１月１日時点で住所地のある市区町村で取得できます。
6	貸与型奨学金の返済額が分かる書類	(○)				令和４年１月１日から令和４年 12 月 31 日までの期間の返済額が確認できる奨学金返還証明書等である。※該当者のみ提出

No.	項　　目	新規	継続	確認欄		備　　考
				申請者	市	
7	住宅手当支給証明書	○	○			第２号様式
						①証明日は補助対象経費の最終支払日以降の日付である。 ※補助対象経費の最終支払日(a)≦証明日(b) (a)が令和６年1月27日の場合、(b)は令和６年1月27日以降
						②給与等の支払者には会社名、代表者名が記載され、代表者印が押印されている。 ※証明が代表者から他の者に委任されている場合 代表者名は委任されている者、代表者印は委任されている者の印となっている。
						③証明期間は補助対象経費の支払期間と同じかそれ以上となっている。 例）証明期間：令和５年４月から９月 賃料支払期間：令和５年４月から８月（申請者⇒大家へ前払い） 手当支給期間：令和５年５月から９月（事業者⇒申請者へ支給） 手当支給対象：令和５年５月分から９月分の賃料
						④住宅手当等が支給されている場合、項目ごと金額が記載されている。
						⑤賃料に対する住宅手当等が支給されている場合、手当の対象となった賃貸月が記載されている。 ※支払月ではなく、何月分の賃料に対する支給か記入されている。
						⑥記載内容を訂正した場合、二重線で見え消しした後、証明者の印が押印されている。
8	契約書の写し	○	(○)			次のいずれかの契約書の写しを添付している。 ※継続申請の場合、新規申請と異なる契約内容で申請する場合のみ提出
						①【住居費（賃借）】
						ア　契約者が申請者又は配偶者となっている。
						イ　原則として、住宅の所在地が住民票の住所と一致している。
						ウ　補助申請する対象費用（賃料、共益費、礼金、仲介手数料）の月額等が記載されている。
						エ　契約日が記載されている。
						オ　申請期間は契約書に記載されている契約期間の範囲である。 ※契約を更新している場合、更新したことが分かるものを添付
						②【住居費（購入・新築）】
						ア　契約者が申請者又は配偶者となっている。
						イ　原則として、住宅の所在地が住民票の住所と一致している。
						ウ　契約金額の内訳が添付されている。
						エ　契約日が記載されている。
						③【リフォーム費用】
						ア　契約者が申請者又は配偶者となっている。
						イ　原則として、住宅の所在地が住民票の住所と一致している。
						ウ　契約金額の内訳が添付されている。
						エ　契約日が記載されている。
						④ローン契約書　※ローン返済額を補助対象額として申請する場合
						ア　契約者が申請者又は配偶者となっている。
						イ　契約内容が補助対象（購入・新築・リフォーム）と一致
						ウ　契約日が記載されている。

No.	項　　目	新規	継続	確認欄		備　　考
				申請者	市	
9	領収書又は支払いが確認できる書類の写し	○	○			領収書、通帳の写し、電子決済の場合は支払画面の写し　など
10	建物の登記事項証明書の写し	○				【住居費（購入・新築）】の場合に提出 登記簿の名義が申請者又は配偶者となっている。
11	離職日が分かる資料	(○)	(○)			令和５年３月１日から令和６年３月８日までの期間に離職した場合、離職日が確認できる資料を提出する。（離職票、退職証明書など）

別紙

（１）補助対象となる賃貸住宅の賃料

■どちらか一方が婚姻日前から住んでいる賃貸住宅に同居するケース

【婚姻日前に同居】

〇契約書に将来結婚を予定している者である旨記されている場合

⇒　同居を開始した日の属する月以降の賃料等

〇将来結婚を予定している者である旨記されていない場合

⇒　婚姻日が属する月以降の賃料等

【婚姻日又は婚姻日以降に同居】

⇒　同居を開始した日の属する月以降の賃料等

■夫及び妻が婚姻日前から賃貸住宅に同居するケース

〇契約書に将来結婚を予定している者である旨記されている場合

⇒　同居を開始した日の属する月以降の賃料等

〇将来結婚を予定している者である旨記されていない場合

⇒　婚姻日が属する月以降の賃料等

■夫及び妻が婚姻日以後に賃貸住宅に同居するケース

〇夫と妻が同日に入居する場合

⇒　同居を開始した日の属する月以降の賃料等

〇どちらか一方が先に入居する場合

⇒　他方（後に入居する人）が同居を開始した日の属する月以降の賃料等

（２）補助対象となる購入・新築住宅の取得費

■対象となる住宅

・婚姻日以降に購入・新築した住宅である

・婚姻日前に購入・新築した場合、婚姻日の前１年以内に取得したものである

・「取得日」は引渡しの日とする

■対象となる費用

・建物部分にかかる費用が対象となる（土地、その他建物以外の分は対象外）

・ローン返済額を申請する場合、返済手数料等は対象外